

家庭における人権教育

家庭教育は、全ての教育の出発点です。お子さんが人権意識を高められるよう、日常生活の様々な場面での関わりを考えてみましょう。
話をじっくりと聴き、思いを受け止め、褒めることで自尊感情*は育まれます。忙しい中でもできる限りお子さんの話に耳を傾ける時間を作れるといいですね。
※自尊感情とは、自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分を認め好きになる感情のことです。



白球にかける想い

小学六年 後藤 陽飛

今年の夏、いつものようになんとなくSNSの動画を観ていたら、ある高校野球の試合が目にとまりました。「青島特別支援学校ベースボール部」の試合です。夏の甲子園の地方大会一回戦で、〇対六の結果となった試合でした。試合の内容も気になりましたが、どのようなチームなのか調べてみると、高校野球史上初めて特別支援学校単独での出場を果たしたチームでした。昨年は人数がそろわず、連合チームで出場していましたが、今年は、「この学校なら硬式野球ができるんだ。」と、野球部に入りたい生徒が入学したことで、単独チームとして出場がかなったそうです。チームの部員数は十二名、僕が所属するクラブチームの人数と同じです。最高学年となった今年の夏、クラブチームの試合で、僕は悔しい思いをしました。昨年まで部員の半数を占めていた先輩が引退してしまい、野球を始めたばかりの三年生も選手として挑んだ試合でした。あつ一つのアウトが取れずに、相手チームの攻撃が長く続いていた場面で、相手チームの監督から「攻守交代しましょうか。」と言われてしまったのです。僕が、マウンド上で辛い表情を見せてしまっていたかもしれませんが、相手チームの監督の発言は勝利を確信したものであり、僕はばかにされたと感じました。涙をこらえるのでいっぱいになっていたところ、僕のチームの監督は「そんなルールはありません。決まった通りに戦います。」と言ってくれました。監督が僕と同じ気持ちであることを感じて、これまでよりも強い気持ちで試合に臨むことができました。

青島特別支援学校の試合で何より気持ちを動かされたのは、相手チームの東村山西高校の選手が、いつも通りに全力でプレーをしていたことです。投手陣も打ちやすいような球を投げることはしませんでしたし、バッターボックスに入る選手も常に真剣でした。五回コールド、三時間十分にも及ぶ試合を両チームとも最後まで真剣に取り組む姿に、「手加減をすることは優しさじゃない。」と学びました。

青島特別支援学校のキャプテンは、試合後に「悔しい。」と、涙を流していたそうです。障害の有無に関わらず、好きなことへの熱量はみんな変わらないし、関わってくれる方々に対する感謝の思いは、僕もそうありたいと思いました。そして、僕たち一人一人がかけがえのない存在として、個性や尊厳が尊重される社会をつくっていきたくて強く感じました。

「野球は危ないから。」と言われてバットを振ることさえも心配された選手たちが、多くの応援団と共に戦う姿は、みんなと何一つ変わらないものであり、挑戦する気持ちを周りが止めることは、誰であってもしてはならないことだと考えさせられた夏となりました。

令和六(二〇二四)年度 人権に関する作文(入賞作品)

上記の作品は、令和6(2024)年度人権に関する作文に応募された小学生の部の入賞作品です。後藤さんは、自身の経験や「青島特別支援学校ベースボール部」の試合の様子から、個性が尊重された社会への思いを述べています。個性が尊重された社会の実現に向けて、一人一人が今できることを取り組んでいきましょう。

何気ない日々の中で気付く人権に関する事柄を作文にして応募してみませんか。
詳細については以下のURL 及び右の二次元コードを参考にしてください。
「人権に関する作品コンクール」
URL : <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/h29-3jinkensakubun.html>



人権の窓

保護者用

一人一人の人権が尊重される社会を築きましょう



【制作意図】
人権や性別などを個性ととらえて、お互いを尊重し合ったり、助け合ったりすることが当たり前になればいいなという思いを込めました。

令和6(2024)年度人権に関するイラスト入賞作品
「つながる個性」宇都宮市立清原中学校 2年(当時) 吉田 帆花 さん

私たち一人一人は、世界に唯一無二のかけがえのない存在です。誰もが笑顔で幸せに生きていくためには、一人一人の人権が尊重された社会づくりが求められます。

そこで、学校では、教育活動全体をととして「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、日々の人権教育に取り組んでいます。特に、小・中学校の人権教育では、「豊かな人間性や自尊感情を育成するとともに、差別のない望ましい人間関係をつくること」を目指しています。



家庭においても、家族の関わりや日常生活について、改めて「人権」という視点で考えてみましょう。

※本資料は、指定を受けた那須町立高久小学校を中心に配布しています。

子どもの人権について

お子さんとの関わりについてのポイント

良くないとわかっていても、お子さんに対してつい感情的な対応をしてしまうことはありませんか。安心感や信頼感に満ちた、温かな関係が心地よいのは子どもも大人も同じです。お子さんの心に寄り添えるような関わり方について考えてみましょう。



- **子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。**
自分の思いを受け止めてもらえた体験で、子どもは自分が大切にされていると感じます。
- **「言うことを聞かない」にも色々あります。**
親の気を引きたい、言われていることが理解できない、体調が悪いなど子どもなりの理由があるかもしれません。お互い一旦冷静になる時間をとることも大切です。
- **良いこと、できていることを具体的に褒めましょう。**
自尊感情が高まります。結果だけでなく、今できていることや頑張りにも注目しましょう。

【参考】「体罰にたよらない子育てを広げよう」厚生労働省 令和2(2020)年

「しつけ」と「虐待」は違います！

「虐待」は時に「しつけ」と混同されるケースが見られます。「しつけ」と「虐待」の違いは以下のとおりです。

• **「しつけ」とは**
「やって良いこと」「やってはいけないこと」を子ども自身が区別できるように、保護者が一貫した態度で養育することです。

子どもは、成長するにしたがい少しずつ気持ちや行動をコントロールできるようになります。随時、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、「自分を受け止めてもらえた」という体験を増やすことで自尊感情を高めていきましょう。



• **「虐待」とは**
保護者の都合やその場の感情により、力によって子どもを思いどおりにしようとすることです。虐待に当たる行為は、主に次の4つがあります。

身体的虐待 <ul style="list-style-type: none">・殴る、蹴る・タバコの火を押しつける・戸外に閉め出す など	性的虐待 <ul style="list-style-type: none">・性的行為の強要・教唆・性的なものを見せる・ポルノグラフィーの被写体にする など
心理的虐待 <ul style="list-style-type: none">・暴言で脅かす、無視する・夫婦間の暴力(DV)を見せる・きょうだい間で差別的に比較する など	ネグレクト(育児放棄) <ul style="list-style-type: none">・学校へ行かせない・食事や入浴をさせない・子どもを放置したまま外出する・病気の治療を受けさせない など

虐待は、子どもの心に傷を残します。成長するにしたがって他者への不信感や自尊感情の低下をもたらすなど、その後の成長にマイナスの影響を及ぼします。

暴力や暴言だけでなく、子どもが理解できないような叱り方(日によって叱る基準が一致しない等)をすることも、人権侵害として「虐待」になる可能性があります。

あなたの勇気で、救われる子どもがいます！

「もしかして、虐待？」と思ったら、ためらわずにお知らせください。

- 連絡した人の秘密は守られます。
- 虐待「かもしれない」でも通告(連絡)できます。
- 情報が間違っていて、罰則はありません。

児童相談所 全国共通ダイヤル 189 (いちばやく)
お住まいの近くの児童相談所につながります。

【子どもの人権に関する新たな動き】

令和6年6月12日に子ども・若者育成支援推進法が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に**ヤングケアラー**が明記されました。**ヤングケアラー**とは、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことです。

例えば、幼いきょうだいのお世話のために学校を休む、遅刻や早退をする、家の手伝いのために自由な時間がないなど、子どもが重すぎる責任や負担感を感じていないでしょうか。

家の手伝いは、思いやりを育む素晴らしいことでもあります。過度な手伝いになっていないか、「子どもの権利」が守られているか、考えてみましょう。

児童の権利に関する条約

子どもたちのもつ様々な権利は、「児童の権利に関する条約」で国際的に守るべきものとして定められています。日本は、1994年に批准しました。

教育を受ける権利



休み、遊ぶ権利



意見を表す権利



生きる権利・育つ権利



家庭教育の充実をめざして

お子さんのこれまでの成長は、保護者の皆さんの深い愛情によるものです。しかし、子育てには、時につらいことや悲しいこと、思いどおりにならずストレスを感じてしまうことなどがあることも事実です。そのような時は一人で抱え込まず、担任の先生や下記の相談窓口にご相談することも大切です。子どもの権利とともに、自分自身の権利として、保護者の権利も大切にしていきたいと思います。

お子さんに育みたい人権意識

男女共同参画意識の醸成

令和5(2023)年に本県で開催されたG7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合で、「性別にとらわれない社会の推進」について提言がなされました。ぜひ、御家庭でも手伝いなどをとおして男女共同参画意識を育て、固定的役割分担意識の解消を図っていきましょう。不必要な男女の区別を見直すことが一人一人の人権の尊重につながっていきます。

「生命(いのち)の安全教育」の推進

一人一人の子どもが生命の尊さを学び、性被害の「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材を文部科学省が作成しました。生命(いのち)の安全について、ぜひ御家庭でも話し合ってみましょう。年齢に応じた内容・スライドが展開されておりますので、下のURL及び右の二次元コードよりぜひ御確認ください。

「生命(いのち)の安全教育」 URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



お子さんに関する相談窓口

ホットほっと電話相談・メール相談

【家庭教育ホットライン(保護者用)】(栃木県教育委員会)

連絡先 028(665)7867

受付時間 月～金 8:30～21:30
土曜日 8:30～17:30

メール相談 栃木県HP「ホットほっと電話相談・メール相談」で検索

こどもの人権110番(宇都宮地方法務局)

連絡先 0120(007)110(全国共通)

受付時間 平日 8:30～17:15
(17:15～翌朝8:30は留守番電話対応、土・日・祝日は24時間留守番電話対応)

メール相談 「法務省インターネット人権相談窓口」で検索、24時間受付

一般相談窓口

とちぎ男女共同参画センター 相談ルーム

女性のための相談(面談は要予約)

連絡先 028(665)8720

受付時間 電話 月～日曜日 9:00～16:00
面談 火～日曜日 9:00～16:00

男性のための相談

連絡先 028(665)8724

受付時間 月・水曜日 17:30～19:30

